

議案質疑 藤井ひろき議員(2月23日)

家主不在型や集合住宅の「民泊」は問題 市民の暮らしと宿泊者の安全を確保する「民泊」条例を

2月23日の本会議で、緊急に「民泊」関連議案2件が提案されました。3月15日の届け出受付開始日までに住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項を決めるため、3月7日の補正予算等の議決に合わせるためです。藤井ひろき議員が民泊の問題点について質問を行いました。

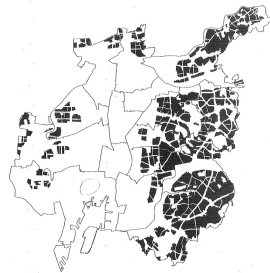
事業者に厳格な規制を

一般住宅に旅行者らを有料で泊める民泊を解禁する、住宅宿泊事業法が昨年6月に成立。都道府県知事に届け出さえすれば、年間180日を上限に民泊の営業を認めることを基本原則にしたものです。

法の施行を前にして、名古屋市が民泊事業者に対して厳格な規制を課す条例を制定し、民泊周辺の市民の生活環境を守り、民泊宿泊者の安全を確保することができるのかどうかという視点で、質問しました。

住居専用区域以外を野放しにしているのか

名古屋市は制限する区域を住居専用地域のみとしていますが、実際には観光客にとって便利な市内中心部などに多くつくられることが予想されます。藤井議員は「住居専用地域以外にも制限をかけるべきだ」とただし、局長は「地域に関わらず、生活環境が悪化しないよう、指導・監督できる体制を構築したい」と答えました。

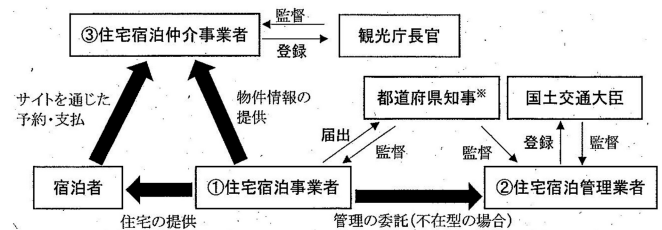


制限がされる住居専用地域(黒地)はごく一部。

URが民間に売却した大型団地は180日規制も有名無実、不安も

URが民間会社に売却した1,475戸の大型団地では、500戸の空き部屋のうち民泊用として100戸を運営すると報じられました。一戸一戸に年間宿泊日数の上限180日を設けても、結果として365日無制限に民泊が営業される施設になってしまいます。周辺住民の不安の声として、「深夜・早朝の騒音」、「ゴミの出し方」などが心配されています。

藤井議員は「管理者や従業員の常駐などの義務付けを」と求めました。局長は「管理の委託が定められており、苦情等への対応などが義務付けられている。保健センターが監督する」と答えました。



民泊の仕組み

- ①住宅宿泊事業: 宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる
 - ②住宅宿泊管理業: 家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて事業の適正な遂行のための措置を行う
 - ③住宅宿泊仲介業: 事業者と宿泊者との間の宿泊契約の締結の仲介を行う
- *愛知県に代わって、名古屋市が届け出の受付・監督を行う

区 域	期 間									
	月	火	水	木	金	土	日	休日の 前日	休日	休日の 翌日
住居専用地域	実施できない				実施できる				実施できる	
その他の 用途地域	実施できる						実施できる			

届け出前に住民説明を

藤井議員は「民泊周辺の住民の不安に応えるために民泊営業前に周辺の町内や学区への説明などの義務付けを」と追及。局長は「届け出前に説明するよう、行政指導の実施を検討している」と答えました。



中駒産業、団地改装し参入
運営代行など 関連ビジネスも活発

民泊の波名古屋にも



質問する藤井議員



2月20日の日経新聞(左)と1月18日の中日新聞(右)